

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示
(電子入札対象案件)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年8月27日(火)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

担当本部長 後藤 浩

1 業務概要

- (1) 業務名 流山新市街地地区令和元年度C工区39街区周辺外事後調査・算定・補償説明業務
- (2) 業務内容 本業務は、新市街地地区一体型特定土地地区画整理事における工事施工後の事業損失に係る事後調査及び事業損失補償金の算定を実施するとともに、各権利者に対し補償説明を実施するものである。
なお、本業務の全部又は主たる部分(本業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定、技術的判断及び事業損失補償業務共通仕様書第21条から第25条までに掲げる業務)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 履行期限 令和2年3月15日(日)
- (4) 業務実施形態

本業務において、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<http://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

<紙入札方式参加承諾願の提出及び場所>

提出期限：3(4)の参加表明書提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-2572

提出部数：2部(一部押印し返却します。)

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
次に掲げるすべての条件を満たしている者であること。
 - ① 参加表明者
 - イ 当機構東日本地区における平成31・32年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている者であること。
 - ロ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
 - ハ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
 - ニ 平成21年度以降において受注し業務完了した下記に記載する「同種業務」又は

- 「類似業務」の実績が1件以上ある者であること。
- ・ 同種業務： 当機構東日本地区管内の、機構施行又は機構以外の施行者による土地地区画整理事業において発注された事業損失に係る事後調査・算定・補償説明業務（補償内容の説明に係る業務を含むものに限る）
 - ・ 類似業務： 当機構東日本地区管内の、機構施行又は機構以外の施行者による土地地区画整理事業以外の市街地開発事業又は収用対象事業において発注された事業損失に係る事後調査・算定・補償説明業務（いずれも補償内容の説明に係る業務を含むものに限る）
- ホ 当機構東日本地区に営業拠点等を有する者であること。
- へ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」
<http://www.ur-net.go.jp/order/>参照）
- ② 配置予定現場代理人
- イ 平成21年度以降において受注し業務完了した上記①ニに記載する業務の実績が1件以上ある者であること。
- ロ 次のいずれかの資格又は経験を有する者であること。
- 1) 社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている補償業務管理士
 - 2) 土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第117条の3に規定する技術検定の合格者として、合格証明書の交付を受けた者（土地地区画整理士）
 - 3) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定する土地家屋調査士又は同法第4条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者
 - 4) 測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項に規定する測量士
 - 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - 6) 社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる総合補償部門、または、事業損失部門及び補償関連部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者
 - 7) 上記1)～6)に掲げる資格又は経験を有する者と同程度の能力を有すると機構が認める者
- ハ 参加表明書の提出期限日時点において、参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。

(2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は別紙のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則10者を選定する。また、評価点の合計が高いものから選定して同点により10者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。参加表明者が10者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

3 入札手続等

(1) 担当支社等

〒270-0132 千葉県流山市駒木709番地の3
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
宅地業務部 流山業務課（経理担当）
電話04-7153-8011

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和元年8月27日（火）から令和元年10月1日（火）まで
公布場所：当本部ホームページからのダウンロードにより交付する。

交付方法：無償

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2(1)①イに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

競争参加資格の認定を受けていない者は、3(1)流山業務課(経理担当)宛に事前連絡の上、競争参加資格の申請書を随時受付(文書郵送方式)の宛先(〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人都市再生機構 業者登録担当 電話(096-288-1652))に9月5日(木)までに必着のこと。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和元年9月11日(水)午後4時

提出場所：〒270-0132 千葉県流山市駒木709番地の3

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

宅地業務部 流山業務課(補償担当) 電話04-7153-8158

提出方法：予め提出日時を必ず前日までに連絡の上、内容を説明できる者が持参し、併せて電子入札システムにて参加表明をするものとする。(やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、全ての書類を持参すること。)なお、郵送又は電送による提出、事前連絡なし又は無断遅参による提出は受け付けない。

(5) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日 時：令和元年10月1日(火)午前10時から正午まで

ただし、承諾を得て紙入札をする場合も上記日時に持参すること。

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-2572

入札方法：電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得て紙入札とする場合は、上記(5)の日時に、上記(5)場所に持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6) 開札の日時、場所及び方法

日 時：令和元年10月2日(水)11時30分

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-2572

開札方法：開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。承諾を得て紙入札を行う場合は、当該紙入札参加者が開札に立ち会うこと。(電子入札システムによる入札は、電子入札参加者の立会は不要。)

開札の結果、落札者が無いときは、直ちに又は別に日時を定めて再度入札を行う。(紙入札参加者が代理人により再度入札に参加する場合は、委任状を提出すること。)

紙入札参加者が1回目の開札に立ち会わなかった場合でも、紙入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行う場合は、当機構からの連絡に対して、再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 再公募の実施

本業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 配置予定現場代理人の手持業務の提出

落札者は、業務請負契約書の締結時に配置予定現場代理人の手持業務を提出する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (4) 提出場所に同じ。

(9) 次のいずれにも該当する者が契約先となった場合、当機構から当該法人への再就職の状況や当機構との取引状況等について公表することとなったので、同意の上で応募若しくは応札又は契約を願いたい。

- ・ 当機構との間の取引額が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ・ 当機構において役員を経験した者が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

(10) 詳細は入札説明書による。

(別紙) 入札参加者を選定するための評価基準

参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	資格要件	判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件 技術部門登録	<p>(様式3) (様式8) 技術部門登録について下記の順位で評価する。</p> <p>① 下記のいずれかの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる総合補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる事業損失部門及び補償関連部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士を有している、かつ、建築士法第2条第1項に規定する建築士を有している。 <p>② 以下のいずれかの者を有している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合補償部門に登録された補償業務管理士 ・ 事業損失部門及び補償関連部門に登録された補償業務管理士 	<p>① 5点</p> <p>② 2点</p>
	迅速性 営業拠点等の所在地	<p>(様式4) 営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。</p> <p>① 千葉県、東京都、埼玉県、茨城県のいずれかに、営業拠点等(注：技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう)を有する。</p> <p>② 神奈川県、群馬県、栃木県の内いずれかに営業拠点等を有する。</p>	<p>① 5点</p> <p>② 3点</p>
	専門技術力 成果の確実性	<p>(様式5) 平成21年度以降において受注し業務完了した以下「同種」又は「類似」業務に係る実績を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務 当機構東日本地区管内の、機構施行又は機構以外の施行者による土地区画整理事業において発注された事業損失に係る事後調査・算定・補償説明業務（補償内容の説明に係る業務を含むものに限る） ・ 類似業務 当機構東日本地区管内の、機構施行又は機構以外の施行者による土地区画整理事業以外の市街地開発事業又は収用対象事業において発注された事業損失に係る事後調査・算定・補償説明業務（いずれも補償内容の説明に係る業務を含むものに限る） <p>①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③類似業務の実績がある。</p>	<p>①15点</p> <p>②10点</p> <p>③5点</p>

配置予定現場代理人の経験 及び能力	資格要件	技術者資格	<p>(様式6)</p> <p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①下記のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合補償部門に登録された補償業務管理士 ・事業損失部門及び補償関連部門にて登録された補償業務管理士 <p>②下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①で定める部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・建築士 <p>③下記のいずれかの資格等を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①で定める部門以外の部門に登録された補償業務管理士 ・土地区画整理士 ・土地家屋調査士 ・測量士 ・①から③で掲げる資格又は経験を有する者と同程度の能力を有すると機構が認める者 	<p>①10点</p> <p>②5点</p> <p>③1点</p>
	専門技術力	業務執行技術力	<p>(様式6)</p> <p>平成21年度以降において受注し業務完了した上記に記載する「同種」又は「類似」業務に係る実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績が2件以上ある。</p> <p>②同種業務の実績がある。</p> <p>③類似業務の実績がある。</p> <p>なお、同種又は類似業務の実績があると認められない場合は選定しない。記載する業務は、最大5件までとし、1枚以内に記載する。</p>	<p>①15点</p> <p>②10点</p> <p>③5点</p>
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式7) (様式8)</p> <p>下記の項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請負等の内容が主たる業務である場合。 ・業務の分担構成について、配員不足が明白である等不自然と認められる場合、若しくは、具体的な配員計画が記載されていない等抽象的な表現がされている場合。 	—	
			評価点 合計	50点